

委託業務仕様書

1 業務名

令和7年度「和歌山デジタルクリエイティブ拠点創出事業」運営業務

2 業務目的

ゲームをテーマとして若者を惹きつける魅力的な文化を形成し、若者の県内定着と県外からの流入を図るとともに、デジタル社会を担うスキル（デジタルリテラシー、創造力、表現力、コミュニケーション能力等）を身に付けた若者等が集い、創造的な活動の基本となる感性と知性をお互いに高め合えることができる環境を整備することで、将来的なイノベーションの創出や地域経済の発展につなげる。また、性別、年齢、国籍、障害の有無等を問わず、多様な人々が交流できる場を提供することにより、県民の寛容性を高めるとともに地域の活性化を図る。

3 委託期間

契約締結日から令和8年3月31日（火）まで

4 業務内容

県及び国立大学法人和歌山大学（※）と連携し、以下の業務を実施すること。

（※）和歌山大学では、協働教育センター（通称クリエ）内に CGP（クリエゲーム制作プロジェクト）を立ち上げ、毎年開催される様々なゲームコンテストに向けてゲーム制作を行っている。今回、同大学システム工学部及び CGP の学生が上記コミュニティに参加し、ゲーム制作のノウハウを提供するとともに、コミュニティの効果を検証する予定としている。

〈参考：CGP〉

<https://creagamep.wixsite.com/creagamep>

（1）コミュニティの構築・運営

県内外のゲームクリエイターが集い、交流し、お互いの能力を高め合うことができるコミュニティを構築し、当該コミュニティが効果的に機能するよう運営を行う。コミュニティにおける具体的な活動内容は次に掲げるとおりとし、コミュニティのメンバーへの連絡及びメンバー間の連絡・交流は、Discord等のSNSを活用することとする。

- ① メンバー同士でチームを形成し、（4）のゲームづくりコンテスト及び（5）のインディゲーム作品展示会に出展するゲームを制作する
- ② メンバー同士が（3）の定期的なイベント等を通じて交流を行うことで、クリエイター人脈を形成する

（2）コミュニティの広報・勧誘

県と連携し、コミュニティの存在を県内外に周知し、メンバーを勧誘する。

（3）定期的なイベントの開催

(1) ②にかかるイベントをオンライン又はオフラインで開催する。開催頻度は2カ月に1回程度を想定しているが、具体的な回数はプロポーザル時に提案すること。

(例) 交流会、もくもく会、セミナー

(4) ゲームづくりコンテストの開催

メンバーが制作したゲームを評価するコンテストを開催する。開催にあたっては、優秀作品制作者への賞品、ゲームイベント参加権、パブリッシャーとのマッチング等、コンテスト参加へのインセンティブを設定すること。なお、インセンティブ設定に係る費用、コンテストや表彰式等の会場費及び審査員に対する謝金・交通費等は受託者が負担するものとする。

(5) インディゲーム作品展示会の開催

(4) のコンテストと併せて、コミュニティメンバーが制作したインディゲームの作品展示会（一般来場可）を開催する。

なお、(4) 及び(5) の開催については、下記会場を確保しており、当該会場を活用することも可能とする。なお、この場合、施設利用料及び附属設備利用料は無償とするが、インターネット回線の整備及び利用にかかる費用は受託者が負担すること。

日時： i) 令和8年1月30日（金）9時から22時まで

ii) 令和8年1月31日（土）9時から22時まで

※ i) は準備用、ii) は本番用として確保しているが、上記日時の範囲内で準備から撤収まで可能であれば、いずれの日時に本番を開催しても良いものとする。

場所：和歌山城ホール展示室（和歌山市七番丁25番地の1）

備考： i) インターネット回線は受託者が整備するものとする。

ii) その他、不明点については下記担当に直接問い合わせること。

担当：和歌山城ホール 玉置副館長 電話：073-432-1212

(6) 成果物の作成

(1) ~ (5) の結果を集約し、成果物としてまとめ、事業報告書とすること。

5 業務実績の報告

業務終了後、4 (6) にて作成した事業報告書を電子データにて県へ提出すること。

6 再委託

本業務の実施にあたり、再委託が必要となる場合は、事前に県の承認を得ること。

7 秘密保持

(1) 受託者は、本業務の実施にあたり、知り得た情報を他に漏らしてならない。本契約が終了し、又は解除された後も同様の義務を負う。

(2) 受託者は、県から提供された資料等を厳重に取り扱うものとし、本業務の目的以外のために利用（複写及び加工を含む。）し、又は第三者に提供してはならない。

(3) 受託者は、本業務終了後、速やかに県から提供された資料等を返還すること。

8 情報セキュリティ管理

本業務の実施に際して、個人情報の保護に関する法律（平成 15 年法律第 57 号）、和歌山県個人情報の保護に関する法律施行条例（令和 4 年 10 月 5 日条例第 38 号）、和歌山県情報セキュリティポリシーのほか、関係法令等を遵守すること。

9 権利の帰属

本業務で作成した全ての成果品に係る著作権は原則として、県に帰属する。ただし、協議により、県が認めた場合はこの限りではない。

10 その他

(1) 受託者は、業務の遂行に関し、本仕様書に沿って実施すること。

(2) 本仕様書に定めのない事項及び本仕様書に関し、疑義が生じた場合は、事前に県と協議し、その指示に従うこと。